

# 佐賀県神社庁報

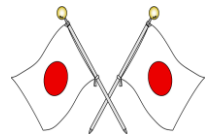
第306号

★発行者 佐賀県神社庁

庁長 徳久 俊彦  
佐賀市川原町八番二七号

★メールアドレス

hizen.sagaken-j-chou  
@shore.ocn.ne.jp



祈 復興

令和六年能登半島地震

## 行事予定

### 三月

五日 神宮大麻頒布終了祭 於神宮  
五～六日 都市頒布向上計画研修会

七日 祐徳稲荷神社例祭  
九星気学研修会

七～八日 九州各県神社庁長・参事会 於平和会館  
八日 鍋島直正命頌徳祭 於佐賀県

十一日 東日本大震災慰霊・復興祈願祭 於佐賀県護國神社  
十一～十五日 九州地区中堅神職研修(乙) 於大分県

十二日 神社庁長懇話会 於明治記念館

十三日 神社庁長会 於本庁

二十一～二十九日 役員会 於神社庁

九州地区中堅神職研修(甲)

### 四月

二十六日 神社庁支部長会・協議員会 於鹿児島県  
二十九日 総代会役員・支部長会 評議員会

四日 第四十五回神社総代会幹部研修会 於ホテルシーサイド島原

七日 みゆき大祭 九州地区神社本庁評議員会 於佐賀県

十一日 松原神社例祭  
十二日 佐賀県護國神社前夜祭 十三～十四日 佐賀県護國神社春季例大祭

十四日 大町八幡神社御鎮座

二十三日 神青協七十五周年記念大会 於明治記念館

二十九日 唐津神社春季例大祭

## 神宮大麻頒布終了奉告祭齋行

去る二月二十日、平和会館三階神殿の間において、令和五年度神社庁神宮大麻頒布終了奉告祭が、管内神社関係者四十三名参列の下齋行された。齋主には永代副庁長、祭員に永世神社稗田匡祐祐宜、妻山神社永代優仁祐宜、伊勢神社古川恭子祐宜の神青会員が奉仕した。

祝詞奏上の後、齋主、神社庁長、県総代会長、神道青年会長、女子神職会代表、神社保育会長、教育関係神職協議会代表、県敬神婦人会長、神社庁副庁長が玉串を奉り拝礼。以降次第の通りに続き、祭典を執り納めた。

祭員退下の後、徳久庁長より令和五年度神宮大麻頒布状況を踏まえた挨拶があり、また南里総代会長より新年度以降の各社祭儀への協力が呼び掛けられ、全ての次第を終えた。

※次ページに今年度の結果

## 佐賀県神社庁 令和5年度 神宮大麻頒布結果

支部名	大	中	普	計	前年比	支部名	大	中	普	計	前年比	
第2南	11	192	4,088	4,291	53	東松西	14	171	3,535	3,720	-75	
第2北	49	237	6,043	6,329	0	西松浦	32	268	8,513	8,813	-86	
神 埼	11	231	6,043	6,285	96	杵島西	69	531	8,743	9,343	59	
三養基	37	559	8,835	9,431	-98	杵島東	19	326	4,740	5,085	0	
小 城	16	95	6,620	6,731	-99	藤 津	64	654	10,379	11,097	-137	
東松東	21	373	4,725	5,119	-89	第 1	87	631	4,234	4,952	-60	
唐 津	45	400	4,700	5,145	0	神社庁	2	4	2	8	2	
							合計	477	4,672	81,200	86,349	-434

## 事務連絡

令和六年一月三十日付総神第三四号  
神社本庁総長名・神社庁長宛

### ▼大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律施行に伴ふ注意喚起の件

標記の件、去る令和五年十二月六日に「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が成立し、同十三日に公布されました。

法改正の趣旨は、大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずるものです。

殊に③については、大麻栽培者（都道府県知事による免許制）が昭和二十九年以降大きく減少を続け、神事・祭事への大麻草の利用などの伝統的な麻文化の継承が困難になつてゐるとの指摘や、近年大麻草の活用方法が変化してゐるものの、栽培免許の栽培目的が対応してゐない等の課題が指摘されてゐたことを受けて法改正されるものであり、これにより従前の「大麻取締法」は今後「大麻

草の栽培の規制に関する法律」に変更されます。

此度の法改正を受け、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課では、不当な目的で大麻草の栽培を行はうとする反社勢力その他の団体又は個人が、その目的を隠して都道府県の免許を取得するために神事に活用する等と偽って神社庁や神社に対し協力を求める等、神社庁や神社に接触してくることを危惧してをり、先般、神社本庁に対して注意喚起が為されてをります。

つきましては、若し既存の栽培農家以外の団体・個人が、大麻草の栽培目的で貴庁及び貴管内神社に対して協力を求めて接触を図ってきた場合には十分注意されるとともに、各都道府県の薬務課又は神社本庁総務部神社課まで御相談願います。

以上

### ▼令和六年直轄研修運営について

令和六年二月六日付研修発第三三三号  
神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛

標記の件、令和五年十月十八日付研修発第四八〇号を以て公示をしてをります。「令和六年直轄研修」につきまして、令和三年より神宮道場での「合宿」を見合せ運営して参りましたが、本年五月開

催予定の「第百七十三回中堅神職研修

(丁)より、従前に復し「合宿」による  
研修と致しますので、通知いたします。

尚、引き続き、感染症対策及び健康を優  
先することを充分留意した上で、取り進  
めることと致しますので御承知置き願  
ひます。

令和六年二月六日付研修発第四八号  
神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛

▼令和六年直轄研修開催の件(追加)

標記の件、別添「神社本庁総合研究所  
公示(追加)」の通り、神社庁錬成行事  
道彦研修会、神社庁祭祀指導者養成研  
修会、神社庁祭舞講師研修会を開催しま  
すので、貴管内神職より受講者を御推薦  
願ひます。

記

(一)入所受付は、入所申込書(本紙)が神  
社本庁に到着した時点とします。

事前の電話・ファックス・メール等で  
の申込は受付けませんので、予め御承  
知下さい。

(二)「神社新報」令和六年二月中発行の紙  
面及び『月刊若木』令和六年三月号  
神職専用サイトに掲載を予定してを  
ります。

(三)別途、各神職養成機関宛にも参加勧奨

してをりますことを申し添えます。

以上

令和六年二月二十二日付神青協発第四一  
号  
神道青年全国協議会長名・神社庁長宛

▼神道青年全国協議会「巫女のための神  
宮研修会」開催について

常日頃より本会の諸活動に対し、格別  
の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し  
上げます。

さて、標記の件、神宮におかせられま  
しては次期神宮式年遷宮が近づく中、巫  
女の神宮に関する見識を深め、且つ各奉  
務神社の御祭神にお仕へする真の心構  
へを養ふことで、今後の更なる神宮啓発  
並びに神宮大麻頒布促進に資すること  
を目的とし「巫女のための神宮研修会」  
を先の日程で七年ぶりに開催すること  
と致しました。

つきましては、貴神社庁管下の各神  
社へ御周知戴き、多数の御参加を賜りま  
すやうお力添への程この段宜しくお願  
ひ申し上げます。

記

※要綱等は神社庁にお尋ね下さい。



厳島神社宮司 川浪ひとみ

一月下旬から二月にかけて氏子地区  
の中の五地区で百手祭が行なわれる。  
百手祭は弓矢で的を射る神事・行事  
で、地域によつて祈願内容に違いはあ  
るものの主に厄落とし、厄払い、一年  
間の無病息災や五穀豊穡を祈る。  
的射の前にまずは百手祭の神事を執  
り行うが、祝詞奏上の後に「鳴弦の  
儀」を行う。「破魔矢」は弓で魔を破る  
意味だが「鳴弦の儀」は弓に矢をつが  
えずに、弓弦を手で強くて引いて放  
し、弦をビュンと鳴らすことによつて  
妖魔を驚かして退散させ、魔除けや邪  
気払いをするという儀式。弓は神聖な  
ものという考えは古くからあり、鳴弦  
の儀は室町時代、子どもの誕生の際に  
弓に矢をつがえずに弦を引き、音を四  
方へ向け発することで邪気を退けた儀  
式だと伝わる。実際、神事の中の鳴  
弦の儀では、桃枝で作った手作りの弓  
で四方に向かって弦を引き、さらに鬼  
門の天、そして裏鬼門の地に向かい弦  
を引き、音を出して邪気を払う。  
神事がすべて終わるとしめ縄が張ら  
れた境内に参列者全員が向かい、いよ  
いよ的射の儀式が始まる。二月とい

季節柄、冷たい風が吹く中での射打だが、参加者は悪魔退散や無病息災、地区の安全や平穩の祈りを込めながら「鬼」と書かれた的を射抜こうと真剣そのもの。放たれた矢が的の中心の鬼に近ければ近い程、拍手や歓声が上がれば心も身体も暖かくなる。その余韻が覚めやらぬまま皆は直会へと移る。

お祭りの進行で内容は前後するが、厳島神社の百手祭では各班に毎年交代の百手祭の代表者がおられて、その方が赤飯を朝から蒸し重箱に詰めて持参される。各班の人数に合わせているのか、重箱の大きさがまちまちなのが趣があり、御神前にお供えされる。神事、的射、直会が終わると撤下し、地区の班の皆様は「御供さん」としてお配りされる習わしが続いていた。「いた」という過去形になったわけは、新型コロナ感染症の影響によるもので、今年も以前のような伝統はまだ復活せず、一つの重箱だけの赤飯のお供えとなり少し複雑で残念な気持ちに。

疫禍で祭礼行事等の規模縮小や延期・中止などが余儀なくされた昨今だったが、目まぐるしく移行行く時代の

中で変化が求められるものもあつた。しかし一方で守っていかねばならない伝統もあり、守り、継承していくことの難しさを感じる。氏子や参拝者を通じ会話の中で情報を共有していき、また積極的な働きかけをしていかなければと思う。今後も氏子意識の昂揚を図り弛まずに工夫を重ねながら、次の時代への継承に務めていきたい。

### ◆◆◆神政連たより◆◆◆

#### 神道政治連盟九州各県本部

##### 本部長・幹事長・事務局長会

幹事長 戸川 健士

去る令和六年二月六日、神政連・熊本県本部当番によりKKRホテル熊本にて「九州各県本部長・幹事長・事務局長会」が開催され、九州各県より幹部を始めとする神職三十二名が出席した。

協議事項では神政連中央本部の小間澤事務局長より最近の憲法改正に関する動向について説明があつた。

まず、国会の憲法審査会については令和五年の臨時国会中に衆院で五回、参院で二回の憲法審査会が行われており、衆院では特に広報協議会の設置や国民投

票法の改正を巡って討議が行われ、自民党の中谷元与党筆頭幹事が条文の起草作業に入ることを提案したものの、具体的な議論やスケジュールの説明がなかつた事などが述べられた。

一方、民間の取り組みについては「美しい日本の憲法をつくる国民の会」が全国縦断青年キャラバン隊を全国各地へ派遣なされたり、本年五月開催予定の武道館大会でのキャンペーン参加促進の取り組みをするなど活動の活発化が期待されている。

また、神政連の取り組みについて、昨年十一月に自衛隊の憲法明記及び緊急事態条項の創設を軸とした憲法議論を活発化させるよう自民党本部、国議懇へ要望書を提出した事が報告された。この事に対して各都道府県本部は管内選出の国会議員及び地方議会議員を対象に賛同署名を実施するよう協力を依頼されているが、ある県では署名を断られるケースがあり自民党内でも判断が様々となつているという意見もあつた。また引き続き各県では時局対策研修会、主に憲法研修会が実施されているとの報告があり、今後憲法フォーラムを各都道府

県単位で実施していくよう検討されている旨の説明があった。

また「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」についての有識者会議の報告があった。

まず、今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れを疎かにせず、悠仁親王殿下以降の皇位継承については悠仁親王殿下の御年齢や御結婚等をめぐる状況を踏まえ議論を進めるべきとの方向であった。まず皇位継承問題と切り離し、皇族数の確保を図る事が喫緊の課題であるとの認識が重要であり、三つの具体策が示された。①内親王・女王が婚 姻後も後続の身分を保持すること。②皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること。③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること。

これらを踏まえ皇室を巡る課題が政争の対象となったり国論を二分したりするような事がないよう落ち着いた検討を行って戴きたいとの説明があった。会議後には基調講演として「憲法をよくするプロジェクト」代表の岡美希氏よ

りその活動について報告があった。岡氏は佐賀県のご出身で現在二十五歳。長崎大学在学中に広島江田島の呉市海事歴史科学館へ立ち寄った際、特攻隊員の手紙に触れ、国を守る志がより強くなり国の理想・形を物語る憲法について大学生こそが考えいくべきと一念発起。全国四十七都道府県の様々な大学を訪問し、憲法への自衛隊明記提案についてアンケート活動を実施。六年間で二百二十四の大学を回り、対話した学生は一万四百七十五人。現在は全国の同士約五十名と憲法をよくする学生プロジェクトを立ち上げ代表を務める。

六年間の活動の一部の紹介があった。まずアンケートの設問

**①憲法に自衛隊を明記する話題を知っているか。**

という問いには学生一万人中知っていた学生は約四二〇人。

**②自衛隊を明記した方がよいか。**

という問いには最初全学生の四二%の賛成であったが、数分「対話」したのち賛成は八〇%以上に増加。

対話の内容について岡氏は学生が抱いていた三つの疑問を提示。

**③自衛隊を憲法に明記して何が変わるのか。**

この疑問に対し、明記によって自衛隊の出来ることはほとんど増えないが、

一、違憲論がなくなる。

二、自衛隊について建設的な議論が出るようになる。

三、自衛隊の立場が明確になる。

この三点を分かりやすく説明。また、**①なぜ今憲法改正しなければいけないのか。**

という疑問には、日本を取り巻く脅威について説明。現状では日本は戦争もなく平和で自衛隊も問題なく活動出来ていて、特に何も問題が起きていないと発言する学生が多かった。これに対し尖閣諸島周辺での領海侵犯の数や、スクランブル発進が急増している具体例を挙げ、またロシアのウクライナ侵攻も現在進行形であり、いくら日本が戦争したくないと願っても他国から攻撃を受けている現状があるということ、自国を守る必要があるということの説明し、実感してもらったという。また、

**②自衛隊明記は戦争につながるのではないか。**

という疑問には、様々な意見交換があり、攻撃された時の備えは必要だとする意見が多かった。

また、国民投票になれば投票に行くか？行かないか？の問いにはそれぞれ半数で意見が分かれていたが、行かないかもと答えた学生の中には、投票しても何か変わる気がしない、住民票の手続きが面倒などの回答もあった。

この国民投票への意識の問題についても昨年十一月には「国民投票アクションプロジェクト」という学生大会を開催されており、岸田首相を始め国会議員五十名、学生約百五十名、一般より五十名の約二百五十名が参加し、学生自ら問題提起を行っている。

今回の講師である岡美希氏は現在二十五歳。佐賀県のご出身ということもあり、今後益々のご活躍を期待します。

## ◆◆研修修了報告◆◆

### 第二十二回

#### 神道政治連盟時局対策連絡会議

佐賀県護国神社

権祢宜 川浪 雅英

去る二月十三日(火)衆議院第二議員会

館に於いて「第二十二回神道政治連盟時局対策連絡会議」が開催された。本県からは青年隊長川浪雅英と神道青年会永代優仁事務局長が参加し、会場には主催関係者を含め約八十名が参集した。

開講式では山谷えり子参議院議員が挨拶され、その後の講義一では麗澤大学客員教授江崎道朗先生による【米中対立と日本の国家安全保障戦略―憲法改正の意義】、講義二では元陸上幕僚長岩田清文先生による【台湾・日本有事に備え、戦争を抑止する】という題目の元、講義された。講義後には、憲法をよくする学生プロジェクト代表の岡美希氏による【全国四十七都道府県、百二十六大学、大学生一〇、四七五名との憲法対話を重ねて】の活動報告があり、その後の閉講式では、ありむら治子参議院議員が挨拶され閉講となった。

現在の日本の海外情勢は日本海側の諸外国からの地政学的なリスクが増している。日本はこれらの変化に対応するため国家安全保障戦略を見直し、自衛隊の役割や連携が強化されるようになった。特に台湾有事では日本の安全保障にとって重要な役割を占めており、米国との連携を深めつつ緊密な対応を求めている段階にある。有

事が起こればそれは日本有事になる可能性が高くその場合、与那国・石垣は戦闘空域、先島諸島民十二万人や中国台湾在住邦人の避難等々問題は山積みである。憲法改正に関しては、現在の平和主義的な憲法に対し日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、脅威は容易に国境を越えてくる。台湾・日本有事に対応するためにも憲法問題は避けて通れない。と両先生より御高説を賜った。

我々神職は先生と言われることが度々ある。氏子崇敬者にこれらの事由について訊ねられた際は正しく説明が出来るようワイドショー等の情報だけを鵜呑みにするだけでなくしっかりと多角的な視点で情報精査していただきたい。

### 第二期

#### 過疎地域神社活性化推進施策研究会

##### 並びに過疎対策教化研修会

妻山神社祢宜 永代 優仁

令和六年二月六日から七日にかけて、神社本庁にて第二期過疎地域神社活性化推進施策研究会が開催され、二年余りの活動実績を報告と検証、今後の活動の充実に資するため全国より集まった担

当者との情報交換、それぞれの神社の活動事例での問題点を共有し、討議を行いました。佐賀県の指定神社を受けている妻山神社の指定神社担当として出席させていただきました。

基調講演では社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)を生かした過疎地域神社の再生を題として皇學館大学現代日本社会学部教授千田良仁先生よりお話がありました。皇學館大学では地(知)の拠点事業としてCJF伊勢志摩定住自立圏共生学教育プログラムによる人材育成などを行なっており、神都の祈り(しんとこのいのり)地元一〇〇%日本酒を皇學館大学×明和町で作られています。また卒業生による竹神社の活性化を図るべく様々な手段を地域DMO一般社団法人明和観光神社と協力して行なっており、様々な成功事例を紹介された。竹神社にて花手水、満月参りにての特別御朱印、デジタル御朱印であるデジタル御朱印、さらにはデジタルにおけるバーチャル竹神社などを紹介していただきました。

前回同様今回も分散会があり、五つの議題を各分散会にて話し合いました。

(一) 神職・総代等による取り組み体制が機能しているのか？ (二) 支部・拠点神社・近隣神社の神職・総代等による相互扶助体制が機能しているのか (三) 神職・総代後継者の養成、関係人口の取り組み等、将来的な人的な資源の確保に取組んでいるのか (四) 祭祀の維持のために神社を統合(法的には合併)する必要があるのか。その場合、どのような方法が考えられるか。 (五) 第三期に向けて、本庁が行ふ個別支援の要望があるのか。 指定期間・助成金・教化資材等、本庁への要望、意見があるのか。

これら議題に対する意見を幾つかご紹介致します。(一) 総代によって変わる。(二) 助勤神職でなんとか回っている。一社一神職で成り立っている。全神職二十名ぐらい神葬祭など含め相互扶助できている。覚書などを共有し神職が誰でもお祭りを齋行できる状態を作っている。(三) 息子が皇學館大学の専攻科へ行くかと考えている。世襲で総代が来ていた。転換期でもうやれない。集落に残った人でやろうと考えている。十九軒の神社なのに、外部の人が来るのはどうなのか？ (四) 現時点では統合は考えてお

りません。支部内で合祀した神社もある今のところは無いが、二十年後ある(五)女性の参画は非常にいい。女性の土俵を本庁が手助けすることがありきたい。分析して整理してまとめて提出してほしい。

一つの分散会だけでもこのような意見がたくさん出ていました。今回の情報交換会を経て今後の活動に活かしていきたいと思いました。



### 事務報告

#### 【任免】

■須賀神社権祢宜 南里 昌宏  
願に依り本職を免ずる

令和六年一月九日  
■須賀神社権祢宜 南里 昌哉  
小城市小城市町松尾  
須賀神社祢宜に任ずる

■南里 幸貴  
小城市小城市町松尾  
須賀神社権祢宜に任ずる

令和六年二月一日

【研修了報告】

■全国教育関係神職協議会

第十二回九州地区研修会

一、期 日 令和六年二月二十四日

二十五日

一、会 場 阿蘇プラザホテル  
一、修了者 (県内のみ)

- 八坂神社宮司 山口 良弥
- 熊野神社宮司 石橋 明彦
- 熊野神社祢宜 石橋 雅彦
- 若宮神社宮司 山邊 和之
- 他二十二名

【御垣内特別参拝許可願申請】

■伊勢神社宮司 古川 和生

・参拝日 皇大神宮

令和六年二月一日

豊受大神宮

令和六年一月三十一日

- ・員 数 代表 平原嘉徳 他一名
- ・参拝日 皇大神宮

令和六年二月三日

豊受大神宮

令和六年二月三日

- ・員 数 代表 古賀恭二 他四名
- ・熊野神社宮司 森 義隆
- ・参拝日 皇大神宮

令和六年二月一日

令和六年二月九日

- ・員 数 代表 東島雅樹 他十二名
- ・妻山神社宮司 永代 龍三郎
- ・参拝日 皇大神宮

令和六年二月十六日

豊受大神宮

令和六年二月十六日

- ・員 数 代表 藤井虎登 他十八名
- ・伊勢神社宮司 古川 和生
- ・参拝日 皇大神宮

令和六年二月十六日

豊受大神宮

令和六年二月十六日

- ・員 数 代表 本田雅大 他一名

寄贈書籍等目録及び御芳名

自 令和六年 二月 一日 至 全二十九日

- ・うぶすな 第一三二号 岐阜県神社庁 様

- ・杜 第一五七号 京都府神社庁 様

- ・鹿児島県神社庁報 第七八号 鹿児島県神社庁 様

- ・庁報やまぐち 第一五一号 山口県神社庁 様

- ・高知県神社庁報 第八七〇号 高知県神社庁 様

・清政 第七五号 京都府神社庁 様

・神青協通信 第一四八号 神道青年全国協議会 様

・香取 第一二四号 香取神宮 様

・社報あつた 第二八一号 熱田神宮 様

・樽前山 第一〇一号 樽前山神社 様

・靖國 No.八二三号 靖國神社 様

・すいとく No.八三五号 竹駒神社 様

・大三島宮 No.二一二号 大山祇神社 様

・東神 No.一〇三八号 東京都神社庁 様

・埼玉県神社庁報 No.二四七号 埼玉県神社庁 様

・北海道神社庁報 No.一二八八号 北海道神社庁 様

・山口県女子神職会会報 No.二三三号 山口県女子神職会 様

・瑞垣 第二五七号 神宮司庁 様